

議案第33号

港区職員の給与に関する条例の一部改正について

1 目的

諸手当の支給要件において、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等の取扱いとすることを目的として、港区職員の給与に関する条例の一部を改正します。

2 改正内容

(1) 扶養手当

扶養手当の支給要件である扶養親族の範囲について、パートナーシップ関係の相手方を加えます。

(2) 住居手当

単身赴任者の住居手当の支給要件である家族の範囲について、パートナーシップ関係の相手方を加えます。

(3) 単身赴任手当

公務に伴い、パートナーシップ関係の相手方と別居することとなった場合にも単身赴任手当を支給します。

(4) 配偶者を欠く第一子に係る扶養手当（令和5年度までの経過措置）

扶養手当の加算措置を引き続き受給する要件に、パートナーシップ関係の相手方を有しないことを加えます。

3 施行期日

公布の日

港区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</p> <p>二～六 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>二～六 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>4 (略)</p>

(中略)

(单身赴任手当)

第十二条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の区規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して区規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、单身で生活することを常況とする職員には、单身赴任手当を支給する。ただし、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して区規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 单身赴任手当の月額は、三万円(区規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。))が区規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、一万四千元を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて区規則で定める額を加算した額とする。

3～5 (略)

(後略)

(中略)

(单身赴任手当)

第十二条の二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の区規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して区規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、单身で生活することを常況とする職員には、单身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して区規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 单身赴任手当の月額は、三万円(区規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。))が区規則で定める距離以上である職員にあつては、その額に、一万四千元を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて区規則で定める額を加算した額)とする。

3～5 (略)

(後略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年港区条例第三号)の一部を次のように改正する。

付則第十一項中「引き続き」の下に「配偶者を有しない場合(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和五年港区条例第 号)の施行の日以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)のいずれも有しない場合)で、かつ」を加える。

付則第十二項中「が配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第十四項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の下に「(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行の前日にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。

港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1510 (略)</p> <p>11 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区職員の給与に関する条例第十条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、配偶者を有しない場合（港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年港区条例第 号）の施行の日以後にあつては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、</p>	<p>(前略)</p> <p>付則</p> <p>1510 (略)</p> <p>11 平成三十年三月三十一日において、この条例による改正前の港区職員の給与に関する条例第十条第二項第二号に該当する扶養親族たる子のうち一人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く一子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く一子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、施行日以後、引き続き、十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間でない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額を配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。</p>

かつ、十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間でない配偶者を欠く一子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第十条第二項第二号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されることを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第十条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く一子に係る扶養手当を支給するものとする。

一・二 （略）

12 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を区長に届け出なければならない。

13 （略）

14 付則第十一項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有

一・二 （略）

12 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く一子が十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を区長に届け出なければならない。

13 （略）

14 付則第十一項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

するに至った場合は、同日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

15
～
17
(略)

付則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

付則第十一項中「引き続き」の下に「配偶者を有しない場合（港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年港区条例第 号）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第十二項中「が配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第十四項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の

相手方」を、「生じた日」の下に「(港区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行の前日にパートナースhip関係の相手方を有するに至った場合は、同日)」を加える。